

野田市農業委員会総会会議録（第４回）

１．野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和６年４月９日午後１時３０分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所８階大会議室に招集した。

１．出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

１番	川 辺 茂	２番	山 田 賢 一
３番	筑 井 正	４番	齊 藤 和 夫
５番	石 塚 正 夫	６番	遠 藤 一 浩
８番	荒 木 大 輔	９番	染 谷 美佐夫
１０番	宇佐見 稔 久	１１番	後 藤 和 久
１２番	鳩 貝 直 子		

〈農地利用最適化推進委員〉

１番	江 村 昭 夫	２番	中 島 利 男
３番	針ヶ谷 久 翁	４番	藤 井 文 男
５番	岡 田 武 志	６番	栗 原 英 雄
７番	金剛寺 浩 一	８番	張 替 均
９番	山 田 教 明	１０番	池 澤 保
１１番	木 村 安 雄	１２番	知 久 清 治
１３番	松 沼 貴	１４番	和 田 利 浩

１．議事日程

第１ 議事録署名委員の指名について

第２ 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号 農地法第４条第１項の規定による農地転用許可申請について

議案第３号 農地法第５条第１項の規定による許可処分の取消願について

議案第４号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第５号 農用地利用集積計画について

議案第６号 農地利用集積計画（一括）について

議案第７号 令和６年度最適化活動の目標の設定等について

- 第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
事務局長補佐	宮本 武志
主事	山代 紘平
主事補	上田 和充

議長 ただいまから令和6年第4回野田市農業委員会を開会します。

本日の欠席者を申し上げます。

7番 吉岡 委員、病気のため欠席でございます。

13番 藤井 委員、所用のため欠席でございます。

8番 荒木 委員は遅参との連絡が入っております。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

11番 後藤 委員、12番 鳩貝 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第7号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

ただいまから議事に入ります。

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 274 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、サッカー場用地として分筆し、所有権移転したため、当該地が地続きでなくなったことから、耕作に適さなくなってしまう、管理も行き届かなくなったため。

譲受人は、住居地に近隣の農地を拡大するため、となっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第 1 班より説明をお願いします。

宇佐見委員 今月は 1 班が担当で、4 月 4 日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第 1 号 1 番から 6 番、議案第 3 号 1 番から 9 番については遠藤委員、議案第 1 号申請番号 7 番から 13 番、議案第 2 号申請番号 1 番、議案第 3 号申請番号 10 番、11 番については筑井委員が報告します。

それでは、議案第 1 号申請番号 1 番について遠藤委員から報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 1 号申請番号 1 番について報告します。

申請地は、目吹字北大山の畑 1 筆で耕作中の畑でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 608 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は高齢で現状土地を管理することができず、他 2 名も市外に転居しており、管理に苦慮していたため、譲受人は、譲受人の隣接地であり、耕作に便利な土地のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 1 号申請番号 2 番について報告します。

申請地は目吹字北大山の畑 1 筆で保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 231 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、自宅から遠く耕作に不便なため。

譲受人は、農業経営の拡大をするためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 1 号申請番号 3 番について報告します。

申請地は、目吹字南下夕村の畑 1 筆で雑草が生い茂っている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 2379 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、身体障がい者になり、土地の使用、管理ができないため。

譲受人は、譲渡人からの要望のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 1 号申請番号 4 番について報告します。

申請地は今上字三尺道下の田 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 3 筆で 2137 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 1 号申請番号 5 番について報告します。

申請地は、船形字久保の畑 3 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 6 番についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 989 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、経営規模の拡大のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 1 号申請番号 6 番について報告します。

申請地は、中里字阿部島の田 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 7 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 3 筆で 2241 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 議案第 1 号申請番号 7 番について報告します。

申請地は、東高野の畑 3 筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

議長 それでは、機械、労働力、技術があるか、また営農計画・事業等について、説明をお願いします。

申請人 お世話になります、よろしくお願いします。

失礼します。

今月、71 歳になります。

今回、縁あって野田市に自宅を設けて、その隣接する農地と言うことで、3 条の申請をさせて頂きました。

今は埼玉の方に住所があるので、こっちに越してくる最中なんですけれども。

営農計画としましては、できた野菜は農協さんの方におろさせていただいて、進めていければと思います。

申請代理人 当時、埼玉の方で農地を持っていたんですけども、区画整理にとりこまれてしまって、いったん農業を外れてしまうんですけども、本人としては、また継続してやっていきたいと。

それで、本人としては農業を続けていきたいということで、今回、その家を買おうという形にさせていただきました。

トラクターとか、そういうのは古くなってしまったので、当時は処分してしまったんですけども、今回は新しいのを買う予定で契約を進めています。

農業のほうは、申請は一人でと書いたんですけども、息子さんも一緒にやるということで。

二人でとりあえず進めて、忙しくなると、奥さんと娘さんと一緒に進めていきたいということで、今回の形になりました。

よろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。

委員の方から何かご質問、ご意見ありますか。

後藤委員 後藤と申します。

よろしくお願いします。

お忙しいところ、御苦勞様です。

ちょっと教えていただきたいんですが、埼玉の方にはたって話ですよ。

そのときには、どんな野菜をやっていたのかということと、こっちに来て、どんな野菜をやるのかを、教えて頂きたいと思います。

申請代理人 さつまいもとか、しょうがとかを作っていたそうです。

今、一応、きゃべつとレタス、ほうれん草もやっていて、あとは同じところで全部できないので、埼玉の方でやっていた芋も、小さいところでやりたいなというふうに聞いております。

以上です。

後藤委員 はい、ありがとうございました。

議長 埼玉ではどこにお住まいだったんですか。

申請人 最後はさいたま市の緑区です。

緑区は、浦和あたりだと思います。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 異議なしと認めます。

お忙しい中、お疲れ様でした。退席されて結構です。

申請人 ありがとうございました。

議長 申請番号 8 番、9 番については同一申請者のため、一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 8 番、9 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 4 筆で 3767 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 そのまえに、先程の件、補足させていただきます。

今の方、関宿町の農家住宅もそっくり買い求めていただきまして、物置含め、農地全てを購入していただきましたので、全てそろっています。

議案第 1 号申請番号 8 番、9 番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字向ノ内の畑 2 筆と、木間ヶ字立山の畑 2 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番、11 番についても、同一申請者のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 10 番、11 番についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

申請地は、畑 2 筆で 730 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 議案第1号申請番号10番、11番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字民部の畑2筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号12番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号12番についてご説明いたします。

申請地は、田6筆で2601平方メートル、畑7筆で3727平方メートル、計6328平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、相続財産処分のため、譲受人は、新規農業経営のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 議案第1号申請番号12番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬の田6筆、畑7筆で耕作中の農地と雑草が生い茂った農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

議長 それでは、機械、労働力、技術があるか、また営農計画・事業等について、説明をお願いします。

申請代理人 本日はよろしくお願いします。

申請代理人の〇〇といいます。

よろしくお願いします。

今回、△△さんの今、現在はまだ農業の経営には至ってないんですけども、バングラディッシュなんですけども、向こうから食品を、材料等を輸入をしてこちらで加工して販売していると。

それを今回、35年もこっちに居住しておりまして、それらをこっちで耕作したいと。

輸入コンサルじゃなくて自分たちで耕作したいと。

販売網はすでにもうありますので、それらを使って自分たちが作ったものを販売したいと。

米をはじめ、野菜類までいっていますが、そういう計画でいまして、人材についても息子が今、一緒に住んでいまして、主体としてやって、その後、バングラディッシュのほうから人材を5～6人集めたいということになっております。

議長 以上ですか。

申請代理人 はい。

議長 農業の経験はないって、おっしゃったような気がしたんですが、農業の経験はある、ない？

申請代理人 今現在は、先程言ったように、輸入して販売しているような形でありまして、自分で耕作している経験はないそうです。

ただ、川口のほうで、農地を借りまして、それを少しやってるのは事実です。

議長 ということは、今借りてやっているということで、よろしいですね。

では、質問ございますか。

筑井委員 私が現地調査に行ったんですけども、いろいろと土地を整理しないと、すぐには耕作できる土地とできない土地が混在していまして、それについては、相続の関係で、許可相当ではないか、という現地調査班の意見だったんですけども、前通りの34㎡、現実的にはあれは畑にはならないと思うんですね。

そういったところは、どう対応していくのかちょっとお伺いしたいんですけども。

申請代理人 事前に木を伐採して、きれいな畑に変えたいというのが、考えだったんですが、この会を通して許可をもらって自分のものにしてからじゃないと変えられないと。

相手の弁護士とも話をしているんですけども、今日見ていただいた状況です。

先程の土地も最初から△△さんはいらないということだったんですけども。

弁護士からは一括販売だということで、その土地も畑として今回、購入にいたってます。

そのあとで、畑になるようにしていきたいと思っています。

筑井 では許可がおり次第、早急に荒れているところは行ってきれいにするということがよろしいですか。

例えば、他の課に行って道路だとかにするということでもよろしいですか。

申請人 はい。

筑井委員 了解しました。

議長 他にご質問ありますか。

川辺委員 農業機械の導入とかはどうするんですか

申請代理人 今のところ考えているのは全て購入っていうかたちで、最初はリースって考えたんですけども、今後、農地拡張をしていく予定なものですから機械は全部購入する予定になっています。

川辺委員 わかりました。

議長 他にご質問ありますか。

金剛寺推進委員 作物として、主力、かなりの面積をやっていくのには、どういったものを作って、販売していくのか言える範囲でお聞きしたいと思います。

申請代理人 田んぼはあまりないのですが、バングラディッシュと日本と気候が似ているので。香り米というのを作っていきたいと思っています。

これが日本の米のだいたい4倍くらいの価格で売れているんです。

これが実際、バングラディッシュ人が買ってるのかと思いきや、ネットで日本人の購入者が多いそうです。

こんなにも高く売れるのであれば、これから2～3年様子をみますけども、まわりの農家に広められるような期待をして、これに乗って行こうと思っています。

畑についてはレモンをはじめ、いろんな輸入しているものを作っていきたいと思っています。

販売網ありますからね、そちらでやっていきたいと。

議長 他にご質問ありますか。

荒木委員 ある程度の長期のビジョンですね。

かおり米とか、レモンなどが、何年くらいで軌道にのっていくのかと。

最近天気も厳しいので、撤退条件とかを決められているのか、そうでないのか。

教えて頂きたいと思います。

申請代理人 さきほども言いましたように、永住権で川口の方に35年も住んでいますので。

これらの農業については、同居の息子さんが主体としてやっていきたいと。

その後は5～6人親戚など身内も呼び寄せて、農業を拡張していきたいと考えています。

撤退するとか、そういうことはないと考えています。

荒木委員 レモン、うちでも作ってみたんですけど、枯れてしまって、結構大変だなんて。

申請代理人 レモンは会社の屋上でプランターで今は作ってるそうです。

うちの近くでやってるのはマンゴーも、ハウス栽培ですけど。

これも継続してやっていきたいと聞いています。

議長 住所は川口からこちらに移すんですか。

それとも川口から通うんですか。

申請人 どちらでも、こっちにも家がありますから。

今は毎日川口からそんなに遠くないから通っています。

議長 はい、わかりました。

申請人 荒れてる土地のところの方の隣に家がありまして、倉庫がありまして、農機具とかを入れています。

議長 では、さきほど筑井委員からありました、土地を遊休農地化させないように。

よろしくお願いします。

申請代理人 はい、私が監督しますから大丈夫です。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

議長 お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

議長 申請番号 13 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 13 番についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 1140 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、相続により取得した土地であるが、自宅から離れており管理が難しいため、譲受人は、農業規模拡大のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 議案第 1 号申請番号 13 番について報告します。

申請地は、岡田字山ノ内の畑 1 筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特にございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 1 号について採決します。

議長 本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

議長 全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 2 号申請番号 1 番についてのご説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 740 平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸駐車場用地です。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われていますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、関宿支所からおおむね500メートル以内であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えてる農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、単管パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と、判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、議案第2号申請番号1番から8ページの議案3号申請番号11番までのすべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ、賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必用な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特にございませんか

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これにより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」、事務局の説明を求めます。

申請番号1番から3番について、同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番から3番についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、田6筆で3621平方メートルとなっております。

転用の目的は、資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第3号申請番号1番から3番についてご説明いたします。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、道路上から見ると竹が生えている農地でした。

給排水関係は、給排水は無く、雨水は敷地内浸透とする計画となっております。

周辺農地への被害防除対策は、単管ロープ柵で囲う計画となっております。

事業計画及び、申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明が添付されており、必用な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと、判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で274平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第3号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、コンクリートブロックで囲う計画となります。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号5番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で183平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第3号申請番号5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、清水公園駅からおおむね 300 メートル以内であることから、第 3 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、単管パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については、意見書には該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 議案第 3 号申請番号 6 番から 7 番については同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 6 番から 7 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 3 筆で 1522 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による車両置場用地です。

令和 6 年 2 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第 3 号申請番号 6 番から 7 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給水はなく、雨水は敷地内浸透施設になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンス及び単管パイプ柵で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 議案第3号申請番号8番、9番について同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号8番、9番についてご説明いたします。

申請地は、田2筆で1731平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による養魚場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 議案第3号申請番号8番、9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、穴が掘られて仮止めしてある農地でした。

始末書が添付されております。

給排水関係は、給水は既存施設に設置済みの井戸から給水し、汚水雑排水の発生はありません。

周辺農地への被害防除対策は単管パイプを打ち込みロープを張る計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 議案第3号申請番号10番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号10番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1699平方メートルとなっております。

転用の目的は所有権移転による納骨墓用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 議案第3号申請番号10番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、既存施設の拡張のため例外規定に該当します。

当該地の現況は、保全管理してある土地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、一部コンクリートブロックの設置もありますが、外局は植栽で囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必用な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 議案第3号申請番号11番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号11番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で765平方メートルとなっております。
転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。
以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 議案第3号申請番号11番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理してある土地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、一段積みのブロックで囲う計画となっております。

事業計画及び、申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必用な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま、事務局の説明及び、現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 先程の申請番号5番について確認したいんですけど、現地調査班の説明では第3種と
のことでしたが、議案では2種になってますが。

事務局 はい、すみません第3種です。

誤りですので、修正願います。

張替推進委員 所有権移転の議案第1号の方と3号の2番の方、同一人物だと思いますが、住所
が違いますね、どちらですかね。

事務局 すみません、議案第3号の2番の方が正しいです。

張替推進委員 第3号の6番と7番の車両置場用地ですが、この地域外国人の方が多くなっているんですね。

差別するわけではないんですが、非常に外国人の方がこの国道沿いに増えていて、トラブルが増えているんですね。

先程の説明であったように、資力があれば土地を買えるのか、ということなんですね。

事務局 資力があればということだけではなくて、事務局としましては、事業計画を提出して頂きまして、総合的に判断させて頂いています。

まあ、最終的には県の判断になってしまうと思うんですが。

議長 納得する？

張替推進委員 しない

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号1番から11番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 続いて、議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成3年頃より物置・車庫として利用し、現在に至っております。

平成 14 年 9 月撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 号申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和 57 年頃より倉庫・休憩所として利用し、現在に至っております。

平成 14 年 9 月撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号の申請番号 1 番、2 番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第 5 号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局 議案第 5 号についてご説明いたします。

11 ページをご覧ください。

野田市長より令和 6 年 4 月 5 日付けで、令和 5 年度第 12 次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画でございますが、2年の使用賃借権設定が畑3筆で843平方メートル、5年の使用賃借権設定が畑5筆で8685平方メートル、賃借権設定が畑7筆で2639.12平方メートルとなっております。

以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上です。

議長 ただいま、事務局の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。
特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。
これより議案第5号について採決します。
本案について、原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 議案第6号「農用地利用集積計画（一括）について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

野田市長より令和6年4月5日付けで、農用地利用集積計画（一括）について、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により農業委員会の意見を求められています。

10年の賃借権設定が田7筆、19533平方メートルで、今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。
質問のある方は、挙手をお願いします。

後藤委員 すみません、さきほどの第5号議案のときもちょっと見逃したんですけども。

書類の一番頭で、令和5年11月とはどういうことなんでしょうか。

事務局 はい、農政課の方で、今回出しているのが3月末。

それで、年度末で区切っているものを次の総会であげてきているので、令和5年度のがあがってきている状況です。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第6号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第7号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。

初めに、運営委員会議長よりご報告をお願いします。

後藤委員 農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

令和4年2月2日付け農林水産省経営局通知より、令和4年度からの最適化活動の目標設定について、基本的な考え方が示されました。

農林水産省経営局農地政策課長より発出された「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づき、令和6年度の活動最適化活動の目標設定等を取りまとめ、市町村のホームページ等で公表するものです。

先程、運営委員会において協議し、その内容について了承されたところです。

内容については事務局から説明いたします。

以上で報告を終わります。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 別添の議案第7号「令和6年度最適化活動の目標の設定について」をご覧ください。

一、農業委員会の状況、農業委員会の現在の体制は、農業委員定数13、実数13。

農地利用最適化推進委員定数14、実数14となっております。

農業委員の内訳といたしましては、13人のうち10人が認定農業者、女性2人、中立2人と、となっております。

二、農家農地等の概要でございますが、こちらは農林業センサスや、統計調査、農政課の調査等により記載しております。

続きまして2ページ目、最適化活動の目標をご説明させていただきます。

最適化活動の成果目標、(1)、農地の集積の現状及び課題ですが、現状管内の農地面積は2570ヘクタール。

これまでの集積面積は477.1ヘクタール、集積率は18.6%となっております。

課題としましては高齢化による労働力の低下や、後継者不足から、年々、農業従事者が減少しております。

このような状況を解消するために、担い手の確保や育成、そのための農地の集積、集約化を図っていく必要があると考えております。

下の段、目標になります。

令和6年度の目標でございますが、集積面積は改正した指針を採用し、新規集積面積を20ヘクタールとし、本年度の目標集積面積は、これまでの477.1ヘクタールに20ヘクタールを足した497.1ヘクタールとしました。

目標集積率51%で、県の目標指針となっております。

次に(2)、遊休農地の解消。

現状と課題ですが、現状では1号遊休農地面積、75.9ヘクタール、うち緑区分の遊休農地が、75.9ヘクタール。

黄色区分の遊休農地が0ヘクタールとなっております。

遊休農地の解消の目標ですが、令和3年度の遊休農地面積、80.9ヘクタールを令和4年度から、令和8年度までの5年間で解消することとし、毎年度遊休農地を5分の1ずつ減少させることを目標とし、16.2ヘクタールと設定しました。

3ページ目、(3)、新規参入の促進についてを、説明させていただきます。

現状及び課題ですが、令和3年度12経営体6ヘクタール。

令和4年度新規参入者7経営体23ヘクタール。

令和5年度新規参入者15経営体4ヘクタールとなっております。

課題としましては、令和5年度には農家要件がなくなったことから、家庭菜園的な耕作理由で新規参入者の数は増加傾向にございましたが、こちらもやはり根底にあるのは、高齢化による労働力の低下や、後継者不足から、年々農業従事者が減少している状況にありますので、引き続き意欲ある農業従事者の新規参入を確保していく必用があると考えます。

今後の目標新規参入者に対する貸し付けを終えた農地を取りまとめて公表する数値におきましては、令和3年度48.6ヘクタール。

令和4年度51.7ヘクタール。

令和5年度33.1ヘクタールの3年平均の1割である4.4ヘクタールを目標設定にしました。

次に、二、最適化活動の活動目標の(1)、推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございますが、一ヶ月あたりの活動日数は、前年同様に13日と設定いたしました。

(2)、活動強化月間の設定目標につきましては、毎年度活動強化月間として、3ヶ月以上を目標とし、例年8月に行う農地パトロールと、9月から利用調査を行うため、農地の掘り起こしの強化月間といたしました。

(3)、新規参入相談会への参加目標ですが、都道府県市町村が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標としてとなっております。

市では行っていないため、前年同様、千葉県主催の農林水産就業相談会へ参加することを、目標として設定いたしました。

説明は以上となります。

議長 はい、ただいま事務局の説明が終わりました。

質問や意見のある方は、はい 筑井委員。

筑井委員 まあこれを作成されるのにかなりご苦労されたと思うんですけども、これをちょっと見させていただいたときですね、この課題が123、ありますよね。

現状および課題とか、遊休農地減少とか。

新規参入促進とかの課題が全てですね、高齢化による労働力の低下、後継者不足から年々農業者が減少してるとかね、もう当たり前だから。

どこでも使ってる内容ではなくてですね、私は農家やってないんですけども、いろいろ農家の方に聞くと、農家が儲からないことが一番大きな原因で、農家をやらないんじゃないかと思うんですよね。

高齢化とか、後継者不足とかね、それもあるんですけど、お金が儲かれば若い人もやると思うんですよね。その辺がひとつもうたってないんですね。

こういうの作るときは、どっかのサンプルを書けばいいんじゃないなくて、もっと現実を追求した方がいいと思うんですよね。

どこにでもあるような文章ばかりで気になります。

議長 答弁はいいですか？

筑井委員 答弁はいいです。

議長 他にございませんか。

荒木委員 細かい話なんですけど、作付け面積統計に基づいて、とありますが、田と畑だけなんです。

梨農家とかあるんですけど、この表では田と畑しかないんですよ。

この扱いをどうするか、なのと、令和４年と令和５年の公表数値、ネットで拾えるんですけど、この数値は令和６年４月１日現在のものなんですかね。

事務局 公表するときには、令和６年４月１日として公表するんですが、こちらも勉強不足で、令和４年、５年も含めてもう一度調べて作成したいと思います。

筑井委員 これね、昔からそうなんですよ。

登記簿には果樹園とか牧草地とかあるんですよ。登記しないと、勝手に田と畑になっちゃうんですよ。

荒木委員 農林センサスだと果樹園とか入ってるんですが、ひっばってくる統計が、作付け統計面積だと、田と畑だけなので、それによって数値が変わってくるので、登記がどうのって言うてるんじゃないんです。

議長 じゃあ、確認しとくということで、よろしいですね。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第７号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

議長 「報告第１号から第５号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第１号から報告第５号について説明いたします。

報告事項の１ページから３ページをご覧ください。

報告第１号、農地法第３条の３の規定による相続の権利取得の届出は、６件受理しております。

次に４ページ、５ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、5件受理しております。

次に6ページから10ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、16件受理しております。

なお、報告1号から3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に11ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6号の規定による合意解約について、1件提出がありました。

次12ページをご覧ください。

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約について、2件提出がありました。

説明は以上となります。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただいたいと存じます。

議長 以上で、本日すべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後2時50分)

上記会議の顛末を録し、ここに署名する。

令和6年4月9日

議 長

署 名 人

署 名 人